

学校施設の有効活用について

令和6年7月 神戸市教育委員会

議題

1. 第1回有識者会議の振り返り
2. 学校施設開放運営委員会の現状
3. ICTを活用した中学校体育館の夜間開放の現状
4. 利用料徴収（受益者負担）の他都市事例
5. 今後の予定

－参考資料－

第1回有識者会議の振り返り

令和6年3月26日（火）16時～

<神戸市における学校施設開放の取組>

従来～

学校施設開放運営委員会
(昭和40年代～)

新

ICTを活用した中学校
体育館の夜間開放
(令和4年11月～)

－課題－

- ①現在の仕組みでは、**地域の管理負担**が大きい
- ②高齢化や共働き世帯の増加といった状況のなか、地域の協力を前提とした制度そのものの**将来的な持続可能性**
- ③学校によっては、**既存の団体で利用枠**が埋まっており、新規の利用希望団体の参加が難しい状況

－趣旨－

**誰もが利用しやすく、かつ持続可能な制度へと見直し、
市民の貴重な財産である学校施設の更なる有効活用を図る**

－当日の主な意見－

地域負担

- ・運営委員会では会議参加の負担もあり、ICT導入により委員の負担が減った
- ・鍵の受け渡しが困難。自営業の委員が対応することが多い

既存団体の利用

- ・利用者が固定化している学校がある
- ・ICT導入したことで先着から抽選となり、決まった曜日に練習できない。
- ・予約画面で活動種目がわかれば、当日参加など地域交流が生まれるのではないかと

受益者負担

- ・利用者が対価を払うのは当然であるが、減免のルールづくりは必要
- ・利用者が増えると、破損等の問題も生じる

情報発信など他にもたくさんの意見がありました

3

議題

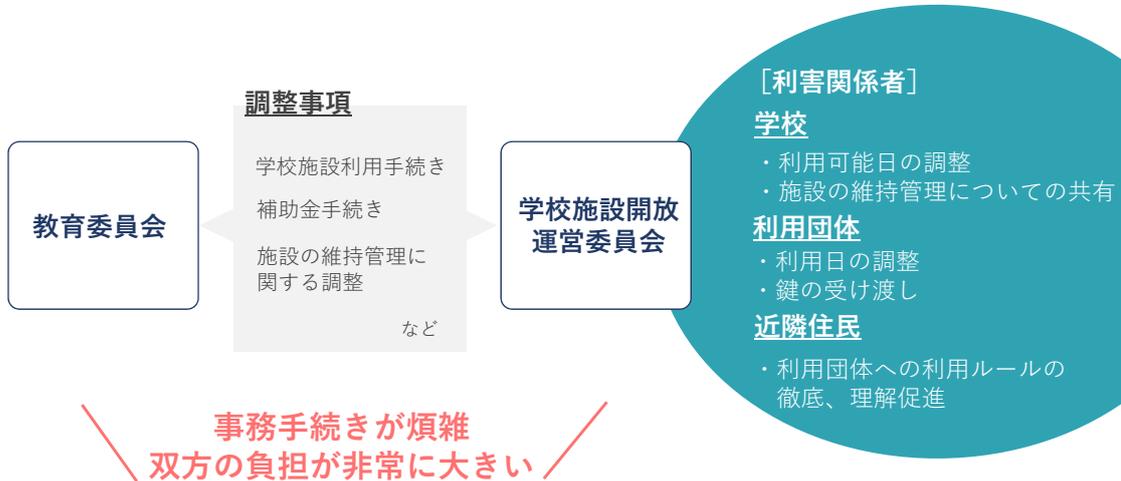
1. 第1回有識者会議の振り返り
2. **学校施設開放運営委員会の現状**
3. ICTを活用した中学校体育館の夜間開放の現状
4. 利用料徴収（受益者負担）の他都市事例
5. 今後の予定

－参考資料－

4

学校開放運営委員会の運営状況

<教育委員会と学校施設開放運営委員会の役割>



5

学校開放運営委員会へのアンケート

実施時期

令和6年5月～6月

対象（回答数）

学校施設開放運営委員会
(121団体/174団体)

アンケート内容

- ①担い手不足の課題認識
- ②鍵の管理負担
- ③利用団体との日程調整

【選択】

(肯定2択+否定2択)

- ・そう思う
- ・ややそう思う
- ・あまりそう思わない
- ・全くそう思わない

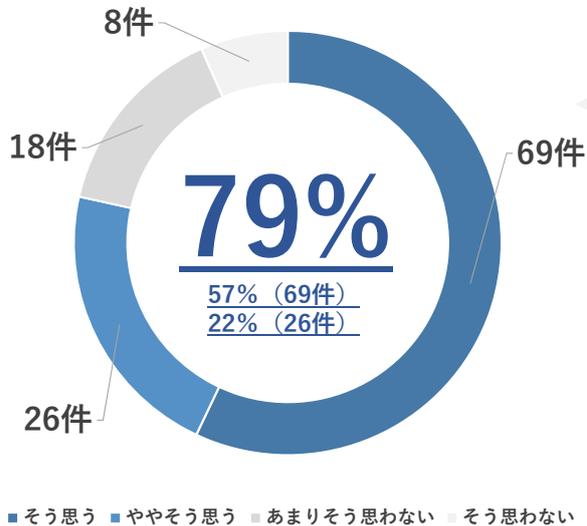
考察

- 会長にはリーダーシップが求められる
- 後継者のみならず人材が不足
- 開放運営委員会と利用者の意識の乖離など

責任や負担が特定の方に集中し、
地域の負担感につながっている

6

開放運営委員会役員などの担い手が不足しているか



主な意見

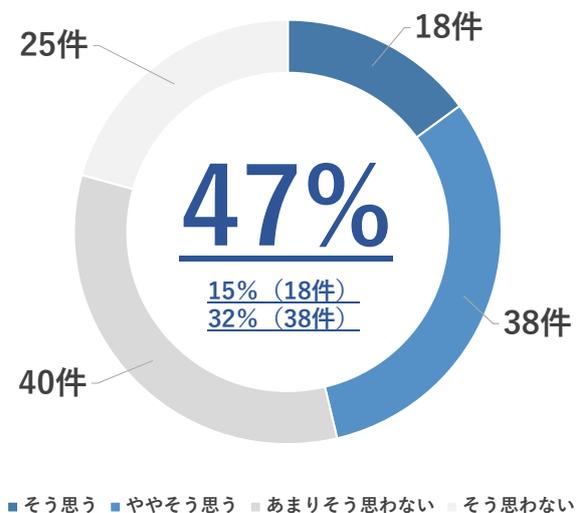
- ・後継者不足の前に現時点で**人材不足**である。
- ・活動内容を明確に理解している人が限られているため、その方たちに頼るしかないが、**高齢化**してきている。
- ・次候補の方を自分で選出しないと**交代できない**。
引き継いでくれる若い方が見つからない
- ・利用団体間で意思統一を図る際に、それぞれの思惑が生じるため、**会長からの強い指示**が必要になる。

(ICT活用への移行に向けたコメント)

- ・地域と全く関係のない団体が安易に利用するのは、希薄になっている**地域コミュニティ意識を破壊**するのである。また、利用団体を審査し、利用を認めるのは行政ではなく、地域コミュニティであるべきである。

7

鍵の受け渡しが負担とを感じるか



主な意見

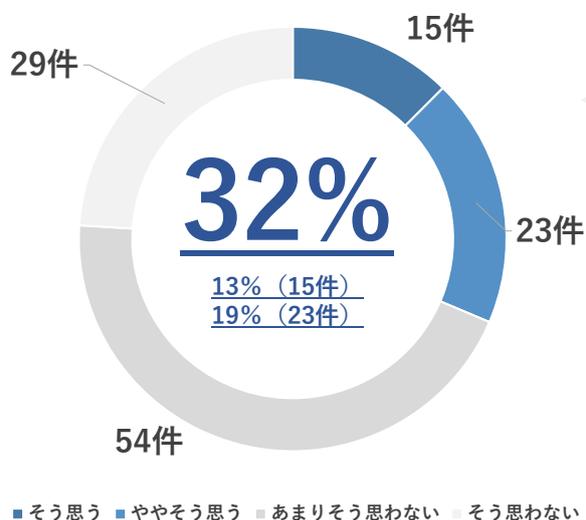
- ・無人での**最終退出時の施錠に負担**を感じる。
- ・小型の**ダイヤルキーボックスを活用**しているが、履歴管理が出来るデジタルキーボックスが理想
- ・鍵管理に関してはキーボックスにしてからは以前ほどの負担はなくなりました。
- ・現在、**クラブが3団体しかない**ので、負担に思っていることはありません。

(ICT活用への移行に向けたコメント)

- ・鍵の開け閉めについては、**利用者が鍵を持つ (ICTを利用する)** ことで負担が軽くなる。

8

利用団体との日程調整に負担を感じるか



主な意見

- ・言葉では表現しにくいですが、**利用者の意識**が変わってきていることが、少し心配。
- ・利用団体からの**利便を強く要望**されることがあり、学校との連携に難儀する時がある。
(近隣からの苦情も出ることがある)
- ・**既得権**があり、新しく入りにくい。交渉を依頼された時に悩む。
- ・**フリーアプリを全クラブで共有**して活動予定を相互に把握しているが広告が多い(手間がかかる)のが難点
- ・**利用団体の自主管理協力**により、運営委員会の負担はそれほど感じない

議題

1. 第1回有識者会議の振り返り
2. 学校施設開放運営委員会の現状
3. **ICTを活用した中学校体育館の夜間開放の現状**
4. 利用料徴収(受益者負担)の他都市事例
5. 今後の予定

－参考資料－

ICTを活用した中学校体育館の夜間開放の課題

5月の開放学校数

66校

- ▶ R6年度中に**新たに4校**で実施予定
- ▶ 小学校でのモデル実施（10校）予定

5月の利用実績

1,324件

- ▶ 月間利用実績数としては**過去最大**
（R5年度利用平均：約880件/月）
- ▶ **利用率約80%**

登録団体数（6月1日時点）

1,026件

課題

（1）安定した学校施設利用

- ・扉の形状やコンセントの配置の課題
- ・扉の老朽化によるズレ

スマートロックの
動作不良が発生

（2）マナーの向上

- ・騒音や駐車に関するトラブル
- ・施錠忘れなど学校セキュリティが低下
- ・設備の破損は学校の授業に影響

騒音や路上駐車は
近隣トラブルに

11

不適正な利用の実態

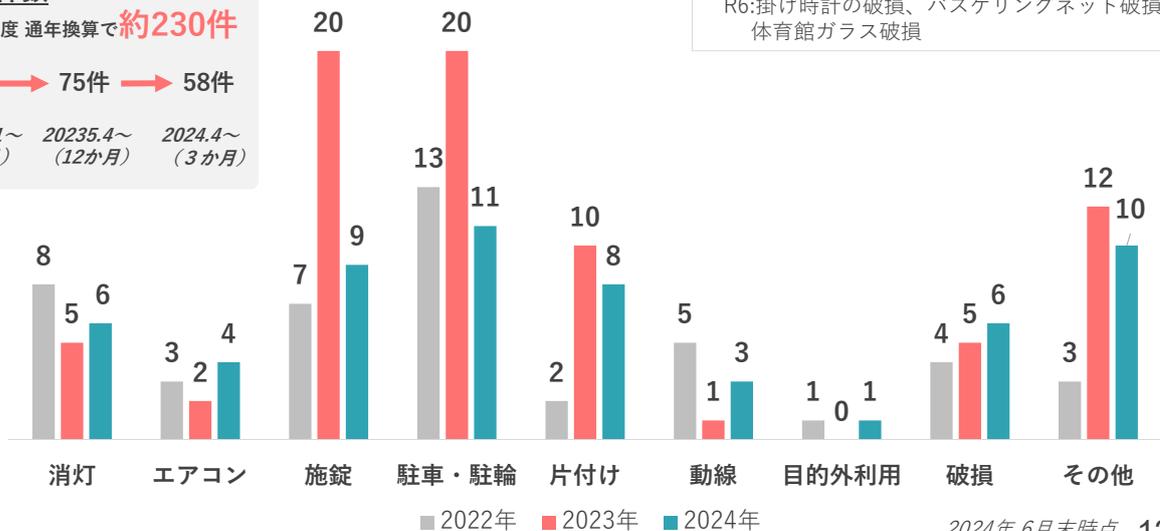
指摘件数

2024年度 通年換算で**約230件**

46件 → 75件 → 58件

2022.11~ (5か月) 2023.4~ (12か月) 2024.4~ (3か月)

※利用者の申し出による対応は計上外
R5:自動車事故、天井ボードの破損
R6:掛け時計の破損、バスケットネット破損
体育館ガラス破損



2024年6月末時点 12

議題

1. 第1回有識者会議の振り返り
2. 学校施設開放運営委員会の現状
3. ICTを活用した中学校体育館の夜間開放の現状
4. 利用料徴収（受益者負担）の他都市事例
5. 今後の予定

－参考資料－

13

他都市での取組（受益者負担）

- 神戸市・堺市を除く**政令市（18都市）**で使用料を徴収している。
- 多くが**光熱水費などの実費相当**とし、**500円から1,000円**に設定

参考	川崎市	横浜市	浜松市
運営手法	学校開放運営委員会	学校開放運営委員会	まちかぎりモート（ICT）
対象	体育館の使用	体育館・武道場・校庭の夜間照明に係る電気代	運動場・体育館・柔剣道場・テニスコート等の夜間利用
根拠	川崎市財産条例に規定	学校体育施設の開放に関する要綱に規定	浜松市立小中学校施設使用料条例
使用料	学校ごとに設定 （150円～500円/時間）	体育館（150円/時間） 武道場（50円/時間） 校庭（700円/時間）	運動場（310円/夜間照明1基） 体育館・柔剣道場（620円） テニスコート（520円）
支払方法	コンビニで利用券を購入	口座振替・納付書払い	納付書払い・クレジット決済
減免規定	①子どもの健全育成団体 ②障害者の社会参加団体	地域的な市民の組織の使用	市長が特別の理由があると認める場合

14

利用料徴収にかかる課題

検討すべき様々な視点



利用者に求める利用料の試算

1時間あたりに要する体育館の電気代：約240円
(体育館の延床面積等から試算)

小学校への展開

- ▶ 上記、試算を踏まえて**500円/回**と仮定すると
- ▶ **約600万円**の収入となる
⇒全校展開(82校)により、さらに+150万円



- ▶ 運動場など**体育館以外**の利用料金の検討
- ▶ 児童生徒が利用する場合の**減免制度**の検討

利用者の利便性に配慮した支払方法

- ▶ キャッシュレス決済の浸透もあり、**多様な支払方法**の確保が望まれる
- ▶ 利用料の徴収にあたっては、**事務負担・経費の低減**を図る必要がある

15

議題

1. 第1回有識者会議の振り返り
2. 学校施設開放運営委員会の現状
3. ICTを活用した中学校体育館の夜間開放の現状
4. 利用料徴収(受益者負担)の他都市事例
5. 今後の予定

－参考資料－

16

今後の予定

令和6年3月 : 第1回会議 現状と課題

○令和6年7月 : 第2回会議 地域団体の運営状況と夜間開放の課題

令和6年11月頃 : 第3回会議

令和7年2月頃 : 第4回会議

令和7年5月頃 : 第5回会議

- ・新たな開放の仕組みの検討
- ・現在開放できていない施設の開放に向けた検討
- ・受益者負担のあり方
- ・地域のコミュニティ活動や子供の居場所づくり等への活用
- ・部活動の地域移行との整理

学校施設の有効活用に向けた方針案を策定

17

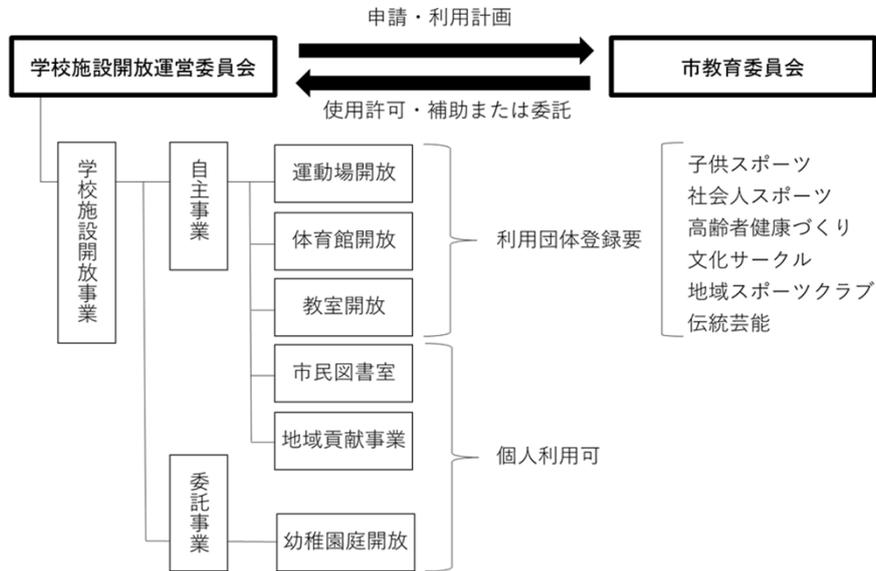
議題

1. 第1回有識者会議の振り返り
2. 学校施設開放運営委員会の現状
3. ICTを活用した中学校夜間開放の現状
4. 利用料徴収（受益者負担）の他都市事例
5. 今後の予定

— 参考資料 —

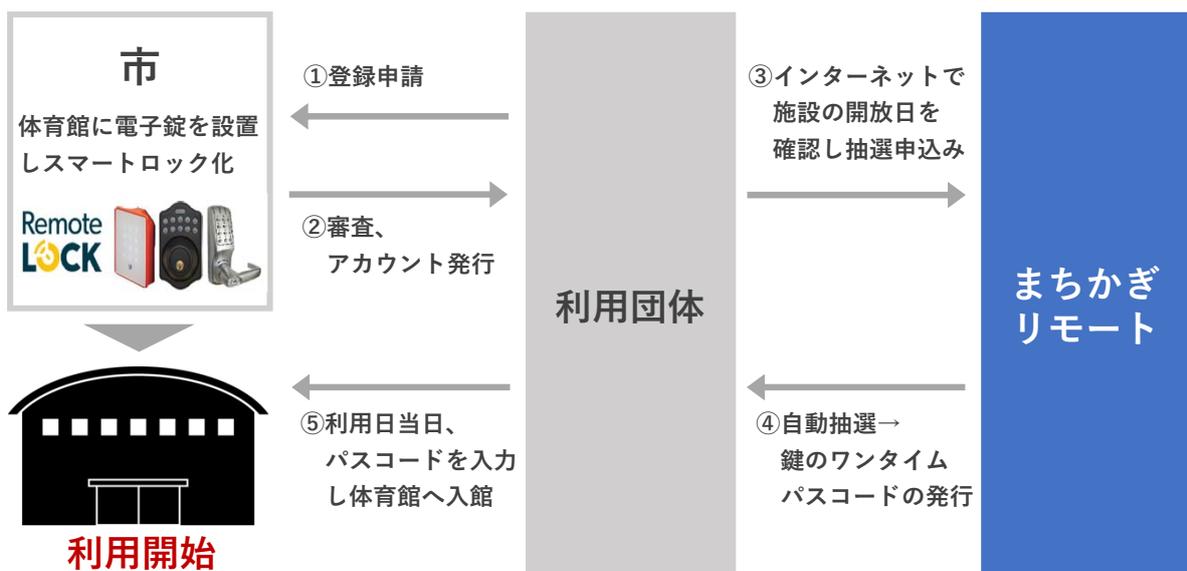
18

【参考】学校施設開放運営委員会の仕組み



19

【参考】ICTを活用した中学校体育館の夜間開放 利用フロー



20

【参考】学校施設開放に係る法令（抜粋）

○教育基本法 第12条2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○学校教育法第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

○社会教育法第44条

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

○スポーツ振興法第13条

- ・国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

中学校部活動地域移行の考え方

～ 2026年 部活動から「KOBEDIAMOND KATSU」へ～

1. 部活動を取り巻く状況

(1) 部活動が果たしてきた役割

- ・部活動は、子供たちが文化・スポーツ活動に親しむ機会を確保し、異年齢との交流の中で豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきた。

(2) 生徒数減少の影響

- ・神戸市においても、少子化による生徒数減少の影響により部活動の種目数が減るなど、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にある。
- ・さらに今後10年間で生徒数が大幅に減る（▲約1万人）ことが見込まれており、やむを得ない廃部や、単独では試合に出られない学校が大幅に増えるなど、学校単位での部活動の維持が困難になることが想定される。

[参考]

	2008年度	2023年度	差
生徒数	35,851人	33,885人	▲1,966人
部活動数	1,197部	1,127部	▲70部

(3) 部活動の位置づけと働き方改革

- ・部活動は学校の教育課程外の活動であるが、これまで教員が自身の時間を削り、わずかな手当だけで支えてきた。
- ・全国的に学校における働き方改革が進む中で、専門性や意思に関わらず教員が顧問を担う体制を確保することが難しくなっている。

(4) 国における考え方

- ・2022年12月にスポーツ庁・文化庁が策定したガイドラインでは、まずは休日の部活動について、2023年度から2025年度までの3年間で「改革推進期間」とし、地域の実情に応じて可能な限り早期に地域移行の実現をめざすこととしている。

(5) 神戸市のこれまでの取り組み

- ・神戸市としても、国の「地域部活動推進事業」を活用したモデル事業に取り組むとともに、2022年度からは「部活動あり方検討委員会」を開催し意見交換等を行ってきた。
- ・また2022年度に児童生徒、保護者、教員にアンケートを実施し、ニーズや課題の把握に努めてきた。

2. 神戸市における部活動地域移行の考え方

(1) 概要

- ・部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、神戸市では2026年度より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「神戸の地域クラブ活動」＝「KOBE◆KATSU（コベカツ）」に完全移行する。

(2) 「KOBE◆KATSU」の特徴

- ①神戸総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域の幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供する。
- ②子供たちは学校の枠を越えて、自身が「やりたいこと」を選んで活動する。
- ③子供たちが活動の主役となり、大人が一方向的に勝利至上を押し付けない。
- ④活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を公募し、教育委員会事務局が審査を行った上で登録する。
- ⑤「KOBE◆KATSU」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）が負担する。

〔参考〕部活動と「KOBE◆KATSU」の違い

	部活動	「KOBE◆KATSU」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指導者	教員、部活動指導員	地域の指導者、希望する教員（兼職兼業）
参加者	当該校の生徒	生徒等（参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険

(3) 移行までの進め方

- ①学校規模や居住地域にとらわれず、生徒がやってみたいことを主体的に選択できる活動としていくため、小学4～6年生の児童にアンケートを実施し、あらためてニーズ等を把握する。
- ②要件等を整理した上で、活動団体を公募する。その際、児童生徒・保護者のニーズが多様化していることから、現状の部活動にはない新たな種目も広く公募する。（レクリエーション活動やシーズンスポーツなど）
- ③教育委員会事務局において審査、登録を行い、各クラブの活動内容等について生徒や保護者に情報発信する。

(4) 考えられる課題等

- ・担い手となる地域団体が少ない地域が生じたり、種目が偏在する可能性があるため、調整が必要。
- ・活動場所までの移動手段の考え方について整理が必要。
- ・月会費等の費用負担が過度な負担とならないよう地域団体に働きかけるとともに、経済的に困窮する家庭への支援等について検討が必要。

3. スケジュール



2024年6月～ 関係団体等と協議・調整
生徒・保護者への説明
条件等を整理し活動団体を募集

2026年9月～ 「KOBE◆KATSU」に完全移行

〔参考〕2022年度に実施したアンケート結果（抜粋）

（※休日の部活動の地域移行を検討していくことを前提に実施）

（1）生徒アンケート

- ・部活動に入部した理由（運動部・複数回答）
 - ①楽しみたい 63%
 - ②うまくなりたい 52%
 - ③学校生活を楽しみたい 43%
 - ④仲間を作りたい 40%
 - ⑤良い成績を残したい 27%

- ・地域移行によりかなえて欲しいこと（運動部・複数回答）
 - ①専門性の高い指導 37%
 - ②レクリエーション的な活動 36%
 - ③現在と同程度の活動 36%
 - ④学校部活動にない種目 30%
 - ⑤平日・休日で別の活動 23%

（2）保護者アンケート

- ・学校部活動に期待すること（小学校保護者・複数回答）
 - ①交友関係を広げる 80%
 - ②学校生活の充実 76%
 - ③チームワークや協調性 65%
 - ④楽しむ 65%
 - ⑤挨拶・礼儀等の社会性 62%

（3）教員アンケート

- ・地域移行後も顧問を続けたいか（運動部・文化部合計）
 - 今まで通り続けたい 24%

- ・地域移行にあたって懸念すること（中学校教員・複数回答）
 - ①トラブル・ケガの責任の所在 77%
 - ②大会のあり方と教員の関わり 71%
 - ③平日と休日の活動の連携 62%
 - ④意欲のある指導者の確保 55%
 - ⑤緊急時の対応 52%

2026年 中学校部活動は「KOBE◆KATSU」へ

BE KOBE

神戸市教育委員会

「部活動」から「地域クラブ活動」へ



●部活動を取り巻く状況

子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきた部活動ですが、生徒数の減少等によるやむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が大幅に増えるなど、今後子供たちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧されます。また、これまで教員が自身の時間を削り、わずかな手当だけで支えてきましたが、全国的に教員不足が深刻化する中で、部活動の仕組みは限界に近づいています。



●「KOBE◆KATSU」への移行

神戸市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2026年度より平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する

「神戸の地域クラブ活動」

= 「KOBE◆KATSU(コベカツ)」

への完全移行を目指します。

「KOBE◆KATSU」とは



「KOBE◆KATSU」コンセプト

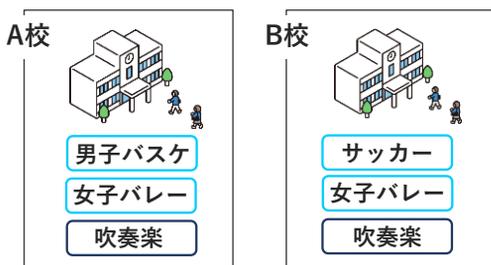
- 校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- 部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動などニーズに合った活動の場を提供します。
- 子供たちが活動の主役となり、大人が一方向的に勝利至上を押し付けません。

- 地域のスポーツ団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、スポーツや文化活動など、子供たちに活動の場を提供します。
- 活動団体は登録制とし、教育委員会が公募し、審査を行った上で登録します。
- 「KOBE◆KATSU」の各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として各家庭にご負担いただく予定です。（会費制）

●校区を越えて参加できる「KOBE◆KATSU」クラブ

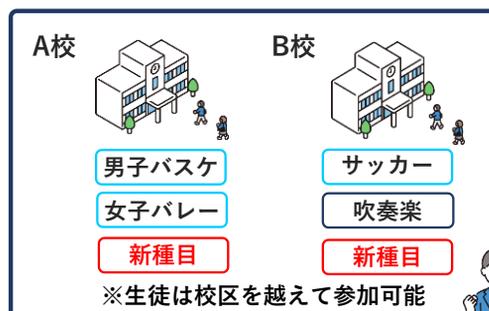
新種目を含めた選択肢から「やりたいこと」を選んで参加できます。

<これまでの学校部活動(例)>



※原則として生徒は各校の種目から選択

<KOBE◆KATSUクラブ(例)>



※生徒は校区を越えて参加可能



●部活動と「KOBEDAMAKATSU」の比較

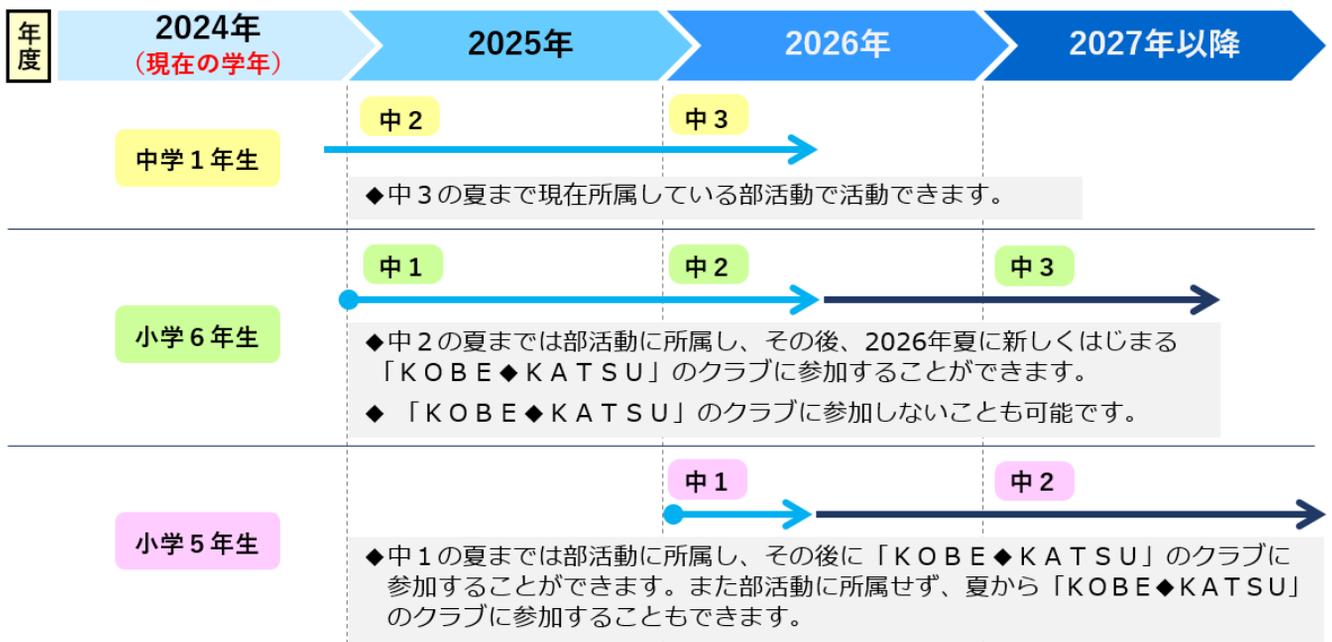
	中学校部活動	「KOBEDAMAKATSU」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指導者	教員、部活動指導員	地域の指導者、希望する教員（兼職兼業）
参加者	当該校の生徒	生徒等（参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険



移行までのスケジュール



●移行期間における対応



※2026年夏よりも前から先行実施する「KOBEDAMAKATSU」もあります。

子供たちがワクワクするような活動となるよう取り組みを進めていきます。
 取り組み状況やよくある質問と回答（Q&A）は随時更新しますのでこちらをご覧ください。

神戸市教育委員会 児童生徒課



学校施設の有効活用に関する有識者会議 開催要綱

(趣旨)

第1条 学校施設開放事業の望ましいあり方を検討し、市民の貴重な財産である学校施設の更なる有効活用を図るとともに、開かれた親しみやすい学校づくりを推進するため、専門的な見地及び利用者、保護者等の立場から幅広くご意見を頂戴することを目的として、学校施設の有効活用に関する有識者会議（以下、「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する者は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校施設開放運営委員会の会長、開放管理者等の職にある者
- (3) 学校施設開放事業の利用者
- (4) 保護者代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、事務局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則 (令和6年3月21日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月21日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔平成 25 年 3 月 27 日〕
市 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第 4 条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第 5 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 6 条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の視聴)

第13条 インターネットを通じて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議を行う場合における会議の視聴については、第2条から第12条までの規定を準用する。この場合、「傍聴」とあるものは「視聴」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。